

「加湿器」不正競争差止等請求事件：東京地裁平成 27(ワ)7033・平成 28 年 1 月 14 日（民 46 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

商品形態の模倣（不競法 2 条 1 項 3 号・4 項 5 号）、不競法 2 条 1 項 3 号の商品性、加湿器の著作物性（著作権法 2 条 1 項 1 号）

【事案の概要】

本件は、別紙原告加湿器目録記載 1～3 の加湿器（以下、それぞれを同目録記載の番号により「原告加湿器 1」などという。）の開発者である原告らが、被告らに対し、被告商品の形態は原告加湿器 1 及び 2 の形態に依拠し、これらを模倣したものであって、被告らによる被告商品の輸入及び販売は上記加湿器に係る原告らの著作権（譲渡権又は二次的著作物の譲渡権）を侵害するとともに、不正競争（不正競争防止法 2 条 1 項 3 号）に当たると主張して、①同法 3 条 1 項及び 2 項又は著作権法 1 1 2 条 1 項及び 2 項（選択的請求）に基づき、被告商品の輸入等の差止め及び廃棄、②民法 7 0 9 条、7 1 9 条 1 項及び不正競争防止法 5 条 3 項 2 号又は著作権法 1 1 4 条 3 項（選択的請求）に基づき、被告らにつき損害賠償金 1 2 0 万円及びこれに対する不法行為の後の日（訴状送達の日翌日）である平成 2 7 年 3 月 2 4 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払、被告セラヴィにつき損害賠償金 1 2 0 万円及びこれに対する同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、書証の枝番号は省略する。以下同じ。）

(1) 当事者

ア 原告 A、B は、総合家電メーカーのプロダクトデザイナーであり、平成 2 3 年にデザインユニット「k n o b z d e s i g n」を結成し、フリーのデザイナーとしても活動している（甲 1 の 1）。

イ 被告セラヴィは、インテリア・デザイン家電、生活雑貨等の企画、生産及び輸入卸を業とする株式会社である。

ウ 被告スタイリングライフは、雑貨店の店舗経営等を業とする株式会社である。

(2) 原告らによる加湿器の開発等

ア 原告らは、原告加湿器 1～3 の開発者である。これら加湿器の形態は別紙原告加湿器目録の各写真に示されたとおりであり、細部に相違はあるものの、いずれも試験管様のスティック形状の加湿器であり、コップ等に入れて使用するものである。

イ 原告らは、平成 2 3 年 1 1 月 1 日から 6 日までの期間に開催された展示会「T O K Y O D E S I G N E R S W E E K 2 0 1 1」に原告加湿器 1

を、平成24年6月6日から8日までの期間に開催された展示会「インテリアライフスタイル東京2012」に原告加湿器2をそれぞれ出展した。また、原告らは、平成27年1月5日頃、そのウェブサイトにおいて原告加湿器3の販売を開始した。(甲1, 3, 5)

(3) 被告らの行為

ア 被告製品は、原告加湿器1及び2と同様にコップ等に入れて使用されるスティック形状の加湿器である。

イ 被告セラヴィは、平成25年秋頃、被告製品を輸入し、被告スタイリングライフを始めとする各取引先への販売を開始した。また、被告スタイリングライフは、同年10月頃から、その経営する雑貨店において被告商品を販売した。

2 争点

(1) 不正競争防止法2条1項3号に基づく請求について

ア 原告加湿器1及び2の「商品」該当性

イ 形態の模倣の有無

ウ 原告らの加湿器が「最初に販売された日」

エ 被告らの重過失の有無

(2) 著作権侵害に基づく請求について

ア 原告加湿器1及び2の著作物性

イ 複製又は翻案の成否

(3) 争点に関する当事者の主張

【判 断】

1 争点(1)ア(原告加湿器1及び2の「商品」該当性)について

(1) 原告らの不正競争防止法2条1項3号に基づく請求に対し、被告らは、原告加湿器1及び2は同号により形態が保護される「商品」に当たらない旨主張する。

(2) そこで判断するに、同号が他人の「商品」の形態の模倣に係る不正競争を規定した趣旨は、市場において商品化するために資金、労力等を投下した当該他人を保護することにあると解される。そして、事業者間の公正な競争を確保するという同法の目的(1条参照)に照らせば、上記「商品」に当たるというためには、市場における流通の対象となる物(現に流通し、又は少なくとも流通の準備段階にある物)をいうと解するのが相当である。

(3) これを本件についてみるに、前記前提事実(2)イに加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告加湿器1及び2は加湿器として開発されたものであり、使用するためには電源が必要になるところ、原告が平成23年11月及び平成24年6月に展示会に出品した際には、いずれも加湿器の本体を外部電源に銅線で接続することにより電気の供給を受ける構成となっていた。(甲3, 5, 20)

イ 原告らは、平成24年7月、被告スタイリングライフの担当従業員から原告加湿器2の製品化について問合せを受けたのに対し、原告らと考えの合致する製造業者が見つかっておらず、製品化の具体的な日程は決まっていない旨回答した。(甲7)

ウ 原告らは、平成27年1月5日頃、原告らのウェブサイトでは原告加湿器3の販売を開始した。原告加湿器3は、加湿器本体とUSB端子がケーブルで接続され、これにより電気の供給を受ける構成となっている。(甲16, 17)

(4) 上記事実関係によれば、原告加湿器1及び2は、上記各展示会の当時の構成では一般の家庭等において容易に使用し得ないものであって、開発途中の試作品というべきものであり、被告製品の輸入及び販売が開始された平成25年秋頃の時点でも、原告らにおいて原告加湿器1及び2のような形態の加湿器を製品化して販売する具体的な予定はなかったといえることができる。そうすると、原告加湿器1及び2は、市場における流通の対象となる物とは認められないから、不正競争防止法2条1項3号にいう「商品」に当たらないと解すべきである。

(5) これに対し、原告らは、原告加湿器1及び2は展示会に出品された時点で形態が模倣可能な状態に置かれたから「商品」に当たる旨主張するが、以上に説示したところに照らし、これを採用することはできない。

(6) したがって、不正競争防止法に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

2 争点(2)ア(原告加湿器1及び2の著作物性について)

(1) 原告加湿器1及び2は、加湿器として実用に供されるためにデザインされたものであるから、いわゆる応用美術の領域に属すると認められる。原告らは、これらが「著作物」として著作権法による保護を受けると主張するものである。

(2) そこで判断するに、同法2条1項1号は「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」旨、同条2項は「この法律にいう『美術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする」旨規定している。これらの規定に加え、同法が文化の発展に寄与することを目的とするものであること(1条)、工業上利用することのできる意匠については所定の要件の下で意匠法による保護を受けることができることに照らせば、純粋な美術ではなくいわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。

(3) これを本件についてみるに、証拠(甲3, 5, 20)及び弁論の全趣旨によれば、原告加湿器1及び2は、試験管様のスティック形状の加湿器であって、本体の円筒状部の下端に内部に水を取り込むための吸水口が、本体の上部

に取り付けられたキャップの上端に噴霧口がそれぞれ取り付けられており、この吸水口から内部に取り込んだ水を蒸気にして噴霧口から噴出される構造となっていることが認められる。そして、以上の点で原告加湿器1及び2が従来の加湿器にない外観上の特徴を有しているとしても、これらは加湿器としての機能を実現するための構造と解されるのであって、その実用的な機能を離れて見た場合には、原告加湿器1及び2は細長い試験管形状の構造物であるにとどまり、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできない。

したがって、原告加湿器1及び2は著作物に当たらないと解すべきである。

(4) これに対し、原告らは、原告加湿器1及び2は従来の加湿器にない斬新な形態であって原告らの個性が強く発揮されており、加湿器としての実用性及び機能性から切り離しても鑑賞の対象となり得るなどと主張して、著作権法による保護を求めるが、その著作物性については以上に説示したとおりであり、原告らの主張は失当というほかない。

(5) したがって、著作権侵害に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

3 結論

よって、原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、そもそも「加湿器」という名称の物品（製品）に係る形態をめぐる模倣による侵害事件であるから、意匠法上の問題であり、不競法や著作権法の問題でないことを、原告代理人らは承知した上で、意匠権を取得していない立場上、あえて訴訟を提起したように、筆者には思えてならないのである。

2. まず不競法2条1項3号の規定であるが、ここに「商品の形態」（法2条4項）とは、意匠法に換言すれば、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（法2条1項）と、略同義であると解してよく、ただ「美感」の有無は無関係である。また、物品と商品とは実質的に差異はなく、製造業者（メーカー）サイドにある品物か、流通業者（ディーラー）サイドの品物かの違いしかないのである。

そこで、まず裁判所は、原告が当該商品1, 2を当時開催された展示会に出品したと主張したことに対し、それはまだ開発途中の試作品であり、「市場における流通の対象となる物とは認められない」と認定し、不競法2条1項3号にいう「商品」には該当しないと解したのである。そうすると、被告製品が輸入、販売された平成25年秋頃には、原告商品はまだ流通されていなかったことになるから、原告主張は失当となったが、試作品では電磁界で広く不特定多数の者が観覧しても商品として販売するものではなかったから、不競法上の商品には該当

しない、と裁判所は判断したのである。すると、このように考えることによって、不競法の存在意義をわれわれは理解することができるのである。

3. 次に裁判所は、原告商品の加湿器に係るデザイン（意匠）については、「いわゆる応用美術の領域に属する」ものであると認定したが、これは全くおかしい。すると、「デザイン（意匠）＝応用美術品」と、裁判所は考えていることになるから、意匠法とは応用美術法であると定義されることになる。即ち、裁判所は「純粋な美術ではなくいわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される」と説示する。

しかし、この裁判官らは「応用美術」とは何をいうのか、真意を理解していないのではないだろうか。この用語を英語で表現すれば“an artistic work applied to articles”と書くことを承知していないようである。“applied art”と直訳しては意味不明となるのであり、ダメなのである。

これに対し、「純粋美術」は“an artistic work”であり、“fine art”ともいう。

しかしながら、加戸守行氏に言わせれば、「応用美術」という日本語は死語である。もしそのような死語をあえて使用したいのであれば、「商品化権」の理論で使用すればよい。けだし、マンガやアニメのキャラクターの絵を物品（商品）に利用することは、正に純粋美術から応用美術としての利用の典型例だからである。¹⁾

4. 本件の原告が、「加湿器」という物品に係る意匠について応用美術論をもって著作権性を主張した背景には、最近の「幼児用椅子」に関する知財高裁平成27年4月14日判決（D-94-1）があると思うが、同判決では純粋美術や美的鑑賞性については全く論及せず、きわめて安易な解釈で美術の著作物性を認定しているのである。

しかしながら、この裁判例は謬見に基づく誤判であるから、裁判所としても実務者としても先例として引用すべき事例ではない。

5. なお、わが国において、もし応用美術品＝意匠という考え方を許すとすれば、意匠法は著作権法の特別法ということになるから、意匠法無用論に通ずることになるが、それでよいのだろうか。裁判所の反省を求めたい。

1) 応用美術問題について筆者は多数の論説を發表しているが、著書の中では「商品化権」331頁 六法出版(1980)。「意匠法の研究 四訂版」357頁 発明協会(1994)。「キャラクター戦略と商品化権」555頁 発明協会(2000)。「デザイン キャラクター パブリシティの保護」209頁 悠々社(2005)がある。

(別紙)

〔被告商品目録〕

品名：スティック加湿器 (英文表記：STICK HUMIDIFIER)

品番：CLV-3504

添付写真はなし

(別紙)

〔原告加湿器目録〕

1



2



3

